

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の指定の解除（関東経済産業局所管分・令和８年８月報告分）に対する意見の募集について
＜意見募集期間：令和８年９月１５日（火）～令和８年１０月１５日（木）＞

御意見 No.	御意見	回答
1	1の基準を満たすことのみを理由に指定を解除する場合は、他の基準を満たさない状況で需要家の利益保護が不要となる理由を具体的に示してください。解除基準は1から4のいずれかに該当する場合に解除できるとされていますが、いずれかに該当する場合であっても適正な競争関係が確保されていると認められない場合には解除を行わないとされています。一覧表では234が×であり、備考でも適正な競争環境が確保されているとは認められないと記載されています。利用率が50%をわずかに下回っただけで他の競争指標が不十分な場合に、経過措置料金規制を外す必要性について、需要家保護の観点から説明を追加してください。	経過措置料金規制の解除基準については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第２２条第１項及び第２８条第１項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」（以下「同処分基準」という。）に定められています。同処分基準では、解除基準のいずれかに該当する場合を解除の対象としており、複数の解除基準に該当することは要件とされていません。 今回、提出された報告内容を確認した結果、当該指定旧供給区域等における都市ガス利用率が５０％以下であったことから、解除基準①に該当すると判断しました。 ただし、御指摘のとおり、解除基準に該当する場合であっても、当該基準に該当させることを目的として恣意的な操作を行っていた場合等は、適正な競争関係が確保されているとは評価できないことから、指定の解除を行わないこととされています。 この点について、意見公募時に公表した「（別紙）指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給区域等一覧」の備考欄には、「適正な競争環境が確保されているとは認められない他の事由は存在しない」と記載しています。これは、解除基準①に該当させることを目的とした営業活動の縮小等の恣意的な操作やその他適正な競争関係が確保されていると認められない事由は認められなかったことを示すものです。 以上を踏まえ、本件については、解除基準①に該当するとともに、適正な競争関係が確保されていると認められない事由も確認されなかったことから、指定を解除することが適当であると判断したものです。 なお、解除基準①で指定が解除された場合であっても、一般的な市場監視を通じ、合理的な理由のない小売料金の値上げが行われていないか等を確認することにより、引き続き需要家の利益の保護に努めてまいります。